

パートタイム労働対策の見直しに向けた検討について

1. 検討に至る経緯

- 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「パートタイム労働法」という。）については、平成19年に改正され、平成20年4月1日から施行されているが、パートタイム労働法改正法附則に置かれた施行3年後の見直しに向けた検討規定を踏まえ、「今後のパートタイム労働対策に関する研究会」を開催（座長：今野浩一郎学習院大学経済学部教授）[平成23年2月3日～9月15日まで計10回]
- 同研究会では、同法の施行状況を含め、国内のパートタイム労働の実態を把握するとともに課題を整理し、今後のパートタイム労働対策について検討。平成23年9月15日に報告書を取りまとめ、公表
- 平成23年9月27日から労働政策審議会雇用均等分科会で検討を開始（現在、計9回議論）

2. 主な検討事項

- 総論：パートタイム労働法の効果と課題
- 各論：差別的取扱いの禁止、賃金に関する均衡、教育訓練、福利厚生、通常の労働者への転換等

3. 労働政策審議会雇用均等分科会での検討状況

- 平成23年9月27日 「今後のパートタイム労働対策に関する研究会報告書」について ほか
- 10月14日 関連する審議会等の経過及び検討項目について ほか
- 10月25日 パートタイム労働法の改正の効果等について 等
- 11月28日 論点に基づく議論（待遇の決定に当たって考慮した事項の説明及び履行確保等） 等
- 12月 6日 論点に基づく議論（教育訓練及び通常の労働者への転換）等
- 12月16日 平成23年「パートタイム労働者総合実態調査」（事業所調査）結果について 等
- 平成24年1月13日 論点に基づく議論（差別的取扱いの禁止、賃金に関する均衡及び福利厚生） ほか
- 1月24日 論点に基づく議論（差別的取扱いの禁止、賃金に関する均衡及び福利厚生等） 等
- 2月 9日 論点及び関連する主な意見 等